



コピー商品を購入したら？

相談者の気持ち

コピー商品であることが分かっていて、商品を買いました。他の人に売るつもりはありませんが、罪になりますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



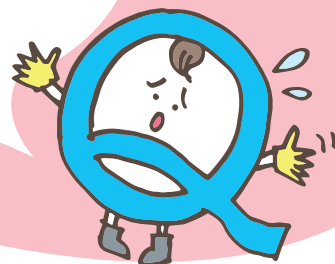
結論から言えば、コピー商品だと知ってそれを個人的に使用するために購入すること自体は犯罪にはなりません。ただし、偽物だということを知って購入することが違法な行為をしている業者に経済的な意味で加担していることになることは、十分肝に銘じなければなりませんね。

さらに、犯罪にはなりませんが、後述するようにいろいろと面倒なことが起きる可能性があります。

そもそも、ブランド品の偽物を「製造」したり「販売」することは、商標法という法律で禁止されていますが、「購入」は含まれていません。そこで、冒頭の「購入すること自体は犯罪にならない」という結論になるのです。

ただし、それを他人に転売した場合は、個人的な使用とは見なされません。つまり、個人で購入するまでは違法にはならないのですが、その偽物を販売した時点で、個人間の売買であっても処罰の対象になります。偽物を「販売」しようとしたわけですから、これは悪質業者と同じことです。

また、これを質屋や中古品買い取りの店に持っていったらどうなるのでしょうか。



あなたがその店で「これはコピー商品です」と言った場合は、まず入質や買い取りはしてくれないでしょう。というのは、質屋はそのコピー商品を個人的に欲しいわけではありません。期限までに貴方が借り入れたお金を返済しなかった場合に、その質草を売却して貸したお金の返済に充当するしくみです。ところが、コピー商品は前述のとおり「販売」できませんので、結局、質屋から見れば、そんな質草は預かれない、ということになるのです。中古品買い取りの店の場合も同様です。

次に、コピー商品であることを隠した場合はどうでしょうか。プロの業者は物品を見る目は確かですから、おそらく貴方の嘘を見破るでしょう。しかし、嘘について高額の評価をさせようとした時点で、それは詐欺罪になります。買い取りを拒否されれば詐欺未遂ではありますが、詐欺未遂は立派な犯罪です。

というわけで、単純に個人的な見えを張る分にはともかく、その後にはいろいろと厄介な問題が待ち構えていることを十分に認識しなければなりません。